

①上位の政策名	政策目標3 個性が輝く高等教育の推進と私学の振興	
②施策名	施策目標3-4 特色ある教育研究を展開する私立学校の振興	
③主管課 及び関係課 (課長名)	(主管課) 高等教育局私学部私学行政課 (課長: 片山純一) (関係課) 高等教育局私学部私学助成課 (課長: 芦立 訓) / 同参事官 (参事官: 安藤慶明)	
④基本目標 及び達成目標 ア= 想定した以上に達成 イ= 想定どおり達成 ウ= 一定の成果が上が っているが、一部 については想定ど おり達成できな かった エ= 想定どおりには達 成できなかった (ア= 想定した以上に順 調に進捗 イ= 概ね順調に進捗 ウ= 進捗にやや遅れが 見られる エ= 想定したどおりに は進捗していない)	<p>基本目標3-4 (基準年度: 毎年度 達成年度: 毎年度) 私立学校の振興に向け、教育研究条件を高めるとともに経営の健全性の維持向上を図る。</p> <p>【達成度合い(進捗状況)の判断基準】 ア=教育研究条件及び経営の健全性がいずれも大きく向上する。 イ=教育研究条件の向上及び経営の健全性の維持向上がいずれも図られる。 ウ=教育研究条件の向上又は経営の健全性の維持向上のいずれかが図られる。 エ=教育研究条件の向上及び経営の健全性の維持向上がいずれも図られない。</p> <hr/> <p>達成目標3-4-1 (基準年度: 毎年度 達成年度: 毎年度) 私立大学及び私立高等専門学校における教育又は研究に係る経常的経費に対する補助金の割合を高めるため、経常費補助等のより一層の充実を図る。</p> <p>【達成度合い(進捗状況)の判断基準】 ア=経常費助成予算額及び補助金割合がいずれも大幅に増加する。 イ=経常費助成予算額及び補助金割合がいずれも増加する。 ウ=経常費助成予算額又は補助金割合のいずれかが増加する。 エ=経常費助成予算額及び補助金割合がいずれも増加しない。</p> <hr/> <p>達成目標3-4-2 (基準年度: 毎年度 達成年度: 毎年度) 私立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園の教育に係る経常的経費に対する補助割合の向上を図るなど、経常費補助等のより一層の充実を図る。</p> <p>【達成度合い(進捗状況)の判断基準】 ア=経常費助成予算額及び補助金割合がいずれも大幅に増加する。 イ=経常費助成予算額及び補助金割合がいずれも増加する。 ウ=経常費助成予算額又は補助金割合のいずれかが増加する。 エ=経常費助成予算額及び補助金割合がいずれも増加しない。</p> <hr/> <p>達成目標3-4-3 (基準年度: 毎年度 達成年度: 毎年度) 経営基盤の強化のため、帰属収入の多様化を図り、寄付金収入等、外部資金の導入を促進する。</p> <p>【達成度合い(進捗状況)の判断基準】 ア=学校法人の収入構成に占める外部資金の割合が現状レベルより大幅に高まり、経営の安定化が大いに図られた。 イ=学校法人の収入構成に占める外部資金の割合が現状レベルより高まり、経営の安定化が図られた。 ウ=学校法人の収入構成に占める外部資金の割合については現状レベルを維持するのみで、経営安定化への効果は限定的にとどまった。 エ=学校法人の収入構成に占める外部資金の割合については現状レベルを維持できず、学校法人の経営安定化が図られなかった。</p> <hr/> <p>達成目標3-4-4 (基準年度: 毎年度 達成年度: 毎年度) 学校法人が公共性の高い法人としての説明責任を果たし、関係者の理解と協力を得るために、財務状況に関する情報公開を積極的に行う文部科学大臣所轄学校法人の割合を高める。</p> <p>【達成度合い(進捗状況)の判断基準】 財務情報等の一般公開を行っている大臣所轄学校法人の割合 ア=90%以上 イ=85~89% ウ=80~84% エ=79%以下</p> <hr/> <p>達成目標3-4-5 (基準年度: 毎年度 達成年度: 毎年度) 学校法人に対する経営改善支援の充実を図ることにより、社会・経済情勢の変化に伴い、厳しさを増しつつある経営環境の中、学校法人が自</p>	<p>達成度合い又は進捗状況</p> <p>一定の成果が上がっているが、一部については想定どおり達成できなかった</p> <p>一定の成果が上がっているが、一部については想定どおり達成できなかった</p> <p>一定の成果が上がっているが、一部については想定どおり達成できなかった</p> <p>想定どおり達成</p> <p>想定どおり達成</p> <p>一定の成果が上がっているが、一部については想定どおり達成できなかった</p>

	ら経営努力を行うことを促す。	成できなかった
	<p>【達成度合い（進捗状況）の判断基準】</p> <p>ア＝大臣所轄学校法人の総負債比率及び帰属収入で消費支出を賄えない大臣所轄学校法人の割合がいずれも大幅に改善する。</p> <p>イ＝大臣所轄学校法人の総負債比率及び帰属収入で消費支出を賄えない大臣所轄学校法人の割合がいずれも改善する。</p> <p>ウ＝大臣所轄学校法人の総負債比率及び帰属収入で消費支出を賄えない大臣所轄学校法人の割合のいずれかが改善する。</p> <p>エ＝大臣所轄学校法人の総負債比率及び帰属収入で消費支出を賄えない大臣所轄学校法人の割合がいずれも改善しない。</p>	

⑤現状の分析と今後の課題	各達成目標の達成度合い又は進捗状況（達成年度が到来した達成目標については総括）	<p>達成目標 3-4-1</p> <p>【平成 17 年度の達成度合い】</p> <p>特別補助を中心に経常費補助等の充実が図られ、一定の成果が上がっている。しかしながら、私立大学等全体の経常的経費の増加もあり、経常的経費に対する補助割合が横ばいとなっている点については、想定したとおりに達成しているとは言えない。</p> <hr/> <p>達成目標 3-4-2</p> <p>【平成 17 年度の達成度合い】</p> <p>私立高等学校等の経常的経費等に対する国庫補助の充実が図られ、一定の成果が上がっている。しかしながら、経常的経費に対する補助の割合が横ばいになっている点については、想定したとおりに達成しているとは言えない。</p> <hr/> <p>達成目標 3-4-3</p> <p>【平成 17 年度の達成度合い】</p> <p>学校法人の収入構成に占める外部資金の割合は増加しており、額で見ても増額となっている。厳しい経済・財政状況のなか、各法人の努力により、想定したとおりに達成された。</p> <hr/> <p>達成目標 3-4-4</p> <p>【平成 17 年度の達成度合い】</p> <p>平成 17 年度に財務情報等を一般に公開している文部科学大臣所轄学校法人の割合は、平成 16 年度の 82.6 %から平成 17 年度には 85.3 %となっており、着実に増加している。</p> <hr/> <p>達成目標 3-4-5</p> <p>【平成 17 年度の達成度合い】</p> <p>各学校法人の自主的な経営改善努力を促しており、「大学法人の総負債比率」が減少し、一定の成果が上がっているが、「帰属収入で消費支出を賄えない文部科学大臣所轄学校法人の割合」が現状レベルの維持に留まっており、想定したとおりに達成しているとは言えない。</p>
	施策目標（基本目標）の達成度合い又は進捗状況	達成目標の中には、数値上横ばいとなっているものもあり、一部については想定どおり達成できなかったものもあるが、厳しい経済・財政状況の中にあってもなお、現状を維持できているものと分析でき、教育研究条件を支える経営基盤の安定という面で、一定の成果が上がっているものと考えられる。財務状況の公開については、説明責任を果たすことの重要性が各学校法人に認識され、管理運営面の透明性が高まった。
	今後の課題（達成目標等の追加・修正及びその理由を含む）	<p>想定どおり達成されていない達成目標については、主として厳しい経済環境や財政事情に起因するものと考えられるが、税制上の特例措置の周知や予算措置の増額・効果的な配分などについて引き続き努力する必要がある。また、厳しい経営環境にあつて、各学校法人の自主的な経営改善の取組を支援する等の観点から関連施策の更なる推進を図る必要がある。</p> <p>達成目標 3-4-4 については、私立学校法の改正により、平成 17 年度から財務書類の関係者への閲覧が義務付けられたところであり、今後は公開方法等について、ホームページへの掲載や広報誌の活用なども含め、より積極的な取組・工夫を促していくことが求められる。</p>
	評価結果の 18 年度以降の政策への反映方針	<p>達成目標 3-4-1、2</p> <p>平成 19 年度概算要求において、私立大学等及び私立高等学校等に対する経常的経費等の補助のための予算の増額等に努める。</p> <p>達成目標 3-4-3</p> <p>学校法人に対し、各種会議における指導、経営相談等を通じ、外部資金の導入、その他の経営改善のための取組を引き続き促す。</p> <p>達成目標 3-4-4</p> <p>私立学校法の改正により、平成 17 年度から財務書類の関係者への閲覧が義務付けられたところであり、今後は公開方法等について、ホームページへの掲載や広報誌の活用等の取組や、財務状況を分かりやすくするための取組を行っている大臣所轄学校法人の割合を高めていく。</p> <p>達成目標 3-4-5</p> <p>大学の経営強化に向けた実践的取組や経営手法について幅広く国内外の成功事例等に関する調査研究を関係機関に委託し、国公立大学相互の参考に資する事例集として作成・公表することにより、各大学の経営強化に向けた取組を支援・促進する。</p>

⑥指標	指標名	13	14	15	16	17
	私立大学等における経常的経費に対する経常費助成の割合（%）（達成目標 3-4-1 関係）	12.2	12.2	12.1	11.9	集計中

	私立高等学校等における経常的経費に対する経常費補助の割合 (%) (達成目標 3-4-2 関係)	32.3	32.5	32.6	集計中	集計中
	大学法人の帰属収入における外部資金の割合 (%) (達成目標 3-4-3 関係)	25.6	25.3	25.6	25.7	集計中
	財務情報等の一般公開を行っている文部科学大臣所轄学校法人の割合 (%) (達成目標 3-4-4 関係)	—	—	—	82.6	85.3
	文部科学大臣所轄学校法人の総負債比率 (%) (達成目標 3-4-5 関係)	17.1	16.5	16.1	15.9	調査中
	帰属収入で消費支出を賄えない文部科学大臣所轄学校法人の割合 (%) (達成目標 3-4-5 関係)	30.1	31.1	27.4	27.5	調査中
参考指標	私立学校の本務教員一人当たり園児・生徒・学生数(人) ・幼稚園 ・高等学校 ・大学	17.1 19.2 25.1	17.1 18.8 24.6	16.8 18.5 24.5	16.6 18.3 23.8	16.4 17.9 23.6
	私立学校の生徒等一人当たり校舎面積 (m ²) ・幼稚園 ・高等学校 ・大学	5.7 10.7 20.3	5.7 11.2 20.7	5.7 11.7 21.0	5.8 12.0 21.2	6.0 12.5 21.4
	私立大学等における経常的経費 (億円)	25,829	26,230	26,604	27,439	集計中
	私立大学等経常費補助金額 (億円)	3,142.5	3,197.5	3,217.5	3,262.5	3,292.5
	私立高校等への経常費助成に対する国庫補助金額 (億円)	922.5	977.5	1,001.5	1,028.5	1,033.5
	私立学校の施設・設備整備費等に対する国庫補助金額 (億円)	309.5	293.6	286.3	278.5	268.3
	大学法人における外部資金の額 (億円)	13,145	12,991	13,390	13,563	集計中
	帰属収入で消費支出を賄えない文部科学大臣所轄学校法人数	194	203	178	179	集計中
	上記のうち、翌年度帰属収入が消費支出を上回った法人数	44	70	48	集計中	集計中
	⑦評価に用いたデータ・資料・外部評価等の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・指標 3-4-3、5 のデータについては、「今日の私学財政」(日本私立学校振興・共催事業団調査)、「学校基本調査結果」を活用。 ・指標 3-4-4 のデータについては、「学校法人の財務の公開状況に関する調査結果」(文部科学省 高等教育局私学部参事官調査)を活用。平成 17 年度においては、文部科学大臣が所轄する学校法人 (659 法人) について調査。 				
⑧主な政策手段 (過去に新規・拡充事業評価を実施し、平成 18 年度に達成年度が到来する事業については総括)	政策手段の名称 (上位達成目標 [17 年度予算額])	政策手段の概要			17 年度の実績 (得られた効果、効率性、有効性等)	
	私立大学等経常費補助 (達成目標 3-4-1) [329,250 百万円]	私立大学等の教育研究条件の維持向上及び修学上の経済的負担の軽減に資するため、教育又は研究に係る経常的経費について補助。 ※平成 16、17、18 年度事業評価 (新規・拡充事業) 実施対象			特別補助及び私立大学教育研究高度化推進特別補助を充実し、私立大学等経常費補助金全体で、対前年度 30 億円増の 329,250 百万円を措置した。その結果、経常的経費に対する国庫補助額の占める割合で 0.1% 前後押し上げる効果があると予想される。 ※経常的経費が対前年度同額と仮定。	
	私立高等学校等経常費助成費補助 (達成目標 3-4-2) [103,350 百万円]	私立高等学校等の教育条件の維持向上及び修学上の経済的負担の軽減に資するため、都道府県が行う私立高等学校等への経常費助成費等に対して国が補助。 (「預かり保育推進事業」を含む) ※平成 16、17、18 年度事業評価 (新規・拡充事業) 実施対象			特別補助を中心として対前年度 5 億円増の 103,350 百万円を措置し、都道府県が行う私立学校等への経常費助成費の充実が図られるよう努めた。その結果、私立学校の経常的経費に対する補助額の占める割合で 0.1% 前後押し上げる効果があると予想される。 ※経常的経費及び都道府県補助額が対前年度同額と仮定。	
	学校法人に対する寄付に係る税制上の優遇措置 (達成目標 3-4-3)	学校法人に対する個人や企業等からの寄付に対し、税制上の優遇措置を実施。			個人が学校法人に寄付した場合の寄付金控除の控除限度額が総所得の 25% から 30% に引き上げられ、各種会議等で周知した。	
	私立学校法の一部改正 (達成目標 3-4-4)	学校法人が公共性を有する法人としての説明責任を果たし、関係者の理解と協力をより得られるようにしていくための法整備を行った。			関係者への財務書類の閲覧を義務付けた。 (平成 17 年 4 月 1 日施行)	
	学校法人の財務	文部科学大臣所轄学校法人について			各法人に結果を通知し、公開方法等につい	

	<p>の公開状況に関する調査 (達成目標 3-4-4)</p>	<p>財務の公開状況を把握することを目的として実施し、その結果を公表。</p>	<p>て各学校法人の実情に応じた積極的な取組を促した。</p>
<p>⑨備考</p>			
<p>⑩政策評価担当部局の所見</p>	<p>※次年度においては3-4-1、3-4-2、3-4-3、3-4-5について達成度合いの判断基準を定量化等により明確にすることを検討すべき。</p>		

各種会議等
(達成目標 3-4-3、4、5)

各種会議等を通じ、学校法人に対し、経営改善のための取組や積極的な財務情報の公開の取組を促進。

平成17年5月、少子化等による学校法人の経営困難問題への対応として、「経営困難な学校法人への対応方針について」を取りまとめた。学校法人経理事務担当者研修会、学校法人監事研修会、学校法人の運営等に関する協議会等の各種会議や学校法人運営調査等を通じ、上記報告の内容を周知し、経営改善のための取組や積極的な財務情報の公開の取組を促した。

施策目標3-4(特色ある教育研究を展開する私立学校の振興) 平成17年度実績評価の結果の概要

